



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第32回 シンポジウム「憲法改正の動きの先にあるものとは」 —靖国問題と自民党憲法改正草案から考える—

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28 期)

2013年10月31日に東弁主催で上記シンポジウムが行われました。

2012年4月に発表された自民党の憲法改正草案は、現行憲法の9条2項の戦力不保持・交戦権否認を削除して自衛権行使を認める条項に変更し、国防軍を創設することを提起しています。また、集团的自衛権行使禁止の原則を法解釈の変更や立法で変更しようとする動きも伝えられます。歴史認識を変えようという動き、閣僚や国会議員が集団で靖国神社を参拝する動きも続いています。領土問題と相まち、近時、中国や韓国との間の緊張が高まっています。衆・参議院において憲法改正を志向する議員が多数の議席を占めるに至っており、憲法改正への動きが現実味を増しています。この動きの先に待ち受けるものは何か、平和的生存権をどう守ってゆくべきかを考えるシンポジウムでした。

第1部は、哲学者の高橋哲哉東京大学大学院教授の講演でした。高橋教授は、靖国の問題は国際問題と国内問題（政教分離および人権）の両面があるとされ、前者においては侵略、加害、植民地支配という歴史の問題として捉えられるべきことを述べられました。後者については、A級戦犯合祀に典型的な戦争責任の問題を重視すべきこと、首相や閣僚の参拝が政教分離の原則に反することは伊勢神宮遷御の儀への参列についても言えることなどに触れつつ、自民党の憲法改正草案の国家観（元首・天皇を戴く国家、これを万世一系、子々孫々に継承すべきことを謳い、国旗・国歌の尊重義務を定め、軍隊を持つ「普通の国」）は再び靖国神社の政治利用、さらには国家護持、国営化にすら結びついてゆく恐れがあると指摘されました。戦争をする国・日本への道を辿れば、「国のために命を捧げた人を顕

彰し、英霊として祀る靖国神社」が再び多くの国民を戦争に動員する役割を果たすことになりかねません。高橋教授の講演はそれを深く憂慮されるものでした。

講演に続き、当会憲法問題対策センターの菅芳郎副委員長が自民党の改憲草案の前文、天皇条項、9条改正の内容を条文に沿って具体的に解説し、その国家観を指摘しました。

第2部は、五十嵐“Angie”久勝さんが、沢田研二さん作詞の歌「我が窮状」を熱唱、会場に憲法9条を守り抜こうという気持ちが広がりました。

第3部は、高橋教授、憲法問題対策センターの内田雅敏委員、中本源太郎委員長代行の3人による鼎談。内田委員からは、戦死者はひたすら追悼すべき、靖国神社は戦死者を英霊として顕彰する、そこに根本的問題がある、「日本の戦争は、日本の独立とアジアの解放のための尊い戦争だった」という歴史認識に立つ靖国神社は戦死者独占の虚構のうえに再び戦争への国民の動員に利用される危険があることなどを力説しました。中本代行からは、閣僚や国会議員の靖国神社への大挙参拝は戦死者の追悼もさることながら、意図的に中国、韓国などの反発を招き、国民を憲法改正、軍備増強・日米軍事同盟強化へと導こうとするものではないかとの問題意識が述べられました。議論は、無宗教の国立追悼施設の是非に及び、「戦争をする国は祀る国家である」との観点からこの問題を考える必要があることが指摘されました。そして、国民中心ではなく天皇中心、「公益」と「公の秩序」が基本的人権に優先する国、再び戦争する国、国民の人権と命が軽んぜられる国、そんな国にしてはならないと強く感じさせるシンポジウムとなりました。